

平成 2 2 年第 2 回臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 2 年 5 月 6 日開会
平成 2 2 年 5 月 7 日閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 2 年第 2 回上里町議会臨時会会議録第 1 号

平成 2 2 年 5 月 6 日 (木曜日)

議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 (選挙第 1 号) 上里町議会議長の選挙について
(追加日程)
日程第 1 議席の指定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 会期の決定について
日程第 4 諸報告について
日程第 5 (選挙第 2 号) 上里町議会副議長の選挙について
日程第 6 常任委員会委員の選任について
日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

出席議員 (1 4 人)

1 番	植原育雄君	2 番	山下博一君
3 番	植井敏夫君	4 番	高橋正行君
5 番	納谷克俊君	6 番	中島美晴君
7 番	荒井肇君	8 番	新井實君
9 番	小暮敏美君	1 0 番	沓澤幸子君
1 1 番	高橋仁君	1 2 番	伊藤裕君
1 3 番	根岸晃君	1 4 番	齊藤邦明君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関根孝道君	副 町 長	山下精治君
教 育 長	山下武彦君	総 務 課 長	高野正道君
総合政策課長	石原秀一君	税 務 課 長	福島雅之君
健康保険課長	高杯一美君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸矢隆光	次 長	須田孝史
---------	------	-----	------

開会・開議

午前 10 時 04 分開会・開議

臨時議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は、14 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年第 2 回上里町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定について

臨時議長（根岸 晃君） 日程第 1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第 2（選挙第 1 号）上里町議会議長の選挙について

臨時議長（根岸 晃君） 日程第 2、選挙第 1 号 上里町議会議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

臨時議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員数は、14 名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 沓澤幸子議員、2 番 齊藤邦明議員、3 番 高橋仁議員を指名いたします。

臨時議長（根岸 晃君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（根岸 晃君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（根岸 晃君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（根岸 晃君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

〔職員の点呼により投票〕

臨時議長（根岸 晃君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（根岸 晃君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、沓澤議員、齊藤議員、高橋仁議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

臨時議長（根岸 晃君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。その内、有効投票数 14 票、無効 0 票、有効投票中 齊藤邦明議員 7 票、納谷克俊議員 6 票、沓澤幸子議員 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって齊藤邦明議員が当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

臨時議長（根岸 晃君） ただいま議長に当選されました齊藤邦明議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました齊藤邦明議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔2番 齊藤邦明君登壇〕

2番（齊藤邦明君） 議長となりました齊藤邦明です。今回いろいろ難しい事情等々ありますが、住民の皆様の信頼に応えられるように、皆様と協力しながら良い議会を作り上げていき、その結果、町もすばらしくなり、周りの市町村に対しても物のしっかり言えるような議会になれるようにしたいかと思っておりますのでご協力の程、よろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のあいさつといたします。よろしくようお願いいたします。

臨時議長（根岸 晃君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時45分 再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議席の指定について

議長（齊藤邦明君） 日程第1 議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。各議員の議席を事務局をして発表いただきます。

事務局。

〔事務局長 戸矢隆光君発表〕

事務局長（戸矢隆光君） 1番 植原育雄議員、2番 山下博一議員、3番 植井敏夫議員、4番 高橋正行議員、5番 納谷克俊議員、6番 中島美晴議員、7番 荒井肇議員、8番 新井實議員、9番 小暮敏美議員、10番 沓澤幸子議員、11番 高橋仁議員、12番 伊藤裕議員、13番 根岸晃議員、14番 齊藤邦明議員、以上であります。

議長（齊藤邦明君） ただいま発表したとおり、各議員の議席を指定いたしました。

議長（齊藤邦明君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（齊藤邦明君） 日程第2 会議録署名議員の指名について、会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により議長において、1番 植原育雄議員、2番 山下博一議員、3番 植井敏夫議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定について

議長（齊藤邦明君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から5月7日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告について

議長（齊藤邦明君） 日程第4 諸報告について、本臨時会に平成21年度上里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書が、報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

日程第5 (選挙第2号)上里町議会副議長の選挙について

議長（齊藤邦明君） 日程第5 選挙第2号 上里町議会副議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

議長（齊藤邦明君） ただいまの出席議員数は、14名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 植原育雄議員、2番 山下博一議員、3番 植井敏夫議員を指名いたします。

議長（齊藤邦明君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（齊藤邦明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

議長（齊藤邦明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、植原議員、山下議員、植井議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

議長（齊藤邦明君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。その内、有効投票数12票、無効2票、有効投票中 高橋正行議員 7票、中島美晴議員 4票、山下博一議員 1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって高橋正行議員が当選されました。

議長（齊藤邦明君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

議長（齊藤邦明君）ただいま副議長に当選されました高橋正行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。副議長に当選されました高橋正行議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔4番 高橋正行君登壇〕

4番（高橋正行君） ただいまの選挙で副議長に選出されました高橋正行です。よろしくをお願いいたします。齊藤議長を支えまして、一生懸命やりたいと思いますのでご協力の程、よろしくをお願いいたします。

議長（齊藤邦明君） 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午後1時48分 再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 常任委員会委員の選任について

議長（齊藤邦明君） 日程第6 常任委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、指名したいと思っております。事務局をして、各議員の所属常任委員会を朗読いたさせます。

事務局。

〔事務局長 戸矢隆光君朗読〕

事務局長（戸矢隆光君） 朗読いたします。順不同です。総務経済常任委員会、中島美晴議員、山下博一議員、植井敏夫議員、納谷克俊議員、小暮敏美議員、根岸晃議員、齊藤邦明議員、文教厚生常任委員会、荒井肇議員、植原育雄議員、高橋仁議員、伊藤裕議員、沓澤幸子議員、新井實議員、高橋正行議員 以上です。

議長（齊藤邦明君） お諮りいたします。

ただ今、事務局の朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しましたとおり、選任することに決定しました。次に各常任委員会の委員長及び副委員長の互選について、委員会条例第8条第2項の規定により各常任委員会を開催し、互選を願います。

議長（齊藤邦明君） 暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

議長（齊藤邦明君） 各常任委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われま

したので、その結果を報告します。総務経済常任委員長に納谷克俊議員、同副委員長に山下博一議員、文教厚生常任委員長に新井實議員、同副委員長に植原育雄議員、以上のとおりであります。

日程第7 議会運営委員の選任について

議長（齊藤邦明君） 日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、荒井肇議員、伊藤裕議員、高橋仁議員、小暮敏美議員、植井敏夫議員、中島美晴議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、荒井肇議員、伊藤裕議員、高橋仁議員、小暮敏美議員、植井敏夫議員、中島美晴議員を選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開催し互選を願います。

議長（齊藤邦明君） 暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時06分 再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

議長（齊藤邦明君） 議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。議会運営委員会委員長に小暮敏美議員、同副委員長に中島美晴議員、以上のとおりであります。

散 会

議長（齊藤邦明君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時07分散会

平成 2 2 年 第 2 回 上里町 議会 臨時 会 議 第 2 号

平成 2 2 年 5 月 7 日 (金 曜 日)

議事日程 第 2 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 8 (選挙第 3 号) 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙について
日程第 9 (選挙第 4 号) 本庄上里学校給食組合議員の選挙について
日程第 1 0 (町長提出議案第 2 9 号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第 1 1 (町長提出議案第 3 0 号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第 1 2 (町長提出議案第 3 1 号) 専決処分の承認を求めることについて
(追加日程)
日程第 1 3 (町長提出議案第 3 2 号) 監査委員の選任について

出席議員 (1 4 人)

1 番	植 原 育 雄 君	2 番	山 下 博 一 君
3 番	植 井 敏 夫 君	4 番	高 橋 正 行 君
5 番	納 谷 克 俊 君	6 番	中 島 美 晴 君
7 番	荒 井 肇 君	8 番	新 井 實 君
9 番	小 暮 敏 美 君	1 0 番	沓 澤 幸 子 君
1 1 番	高 橋 仁 君	1 2 番	伊 藤 裕 君
1 3 番	根 岸 晃 君	1 4 番	齊 藤 邦 明 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	山 下 精 治 君
教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	高 野 正 道 君
総合政策課長	石 原 秀 一 君	税 務 課 長	福 島 雅 之 君
健康保険課長	高 杯 一 美 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸 矢 隆 光	次 長	須 田 孝 史
---------	---------	-----	---------

開 議

午前 9 時 0 0 分開議

議長（齊藤邦明君） ただ今の出席議員は、14名であります。定足数に達していますので、散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 8 選挙第 3 号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙について

議長（齊藤邦明君） 日程第 8 選挙第 3 号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に、14 番齊藤邦明と 4 番高橋正行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました 14 番齊藤邦明と 4 番高橋正行議員を児玉郡市広域市町村圏組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました 14 番齊藤邦明と 4 番高橋正行議員が児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました。

ただいま児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました 14 番齊藤邦明と 4 番高橋正行議員が議場におりますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました 14 番齊藤邦明と 4 番高橋正行議員から承諾及びあいさつを行います。

〔14 番 齊藤邦明君発言〕

14 番（齊藤邦明君） ただいま当選いたしました齊藤邦明です。住民本位でがんばってやっていきたいと思えます。開かれた議会に向けまして皆様のご協力をいただきたいかと思えますので、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

〔4 番 高橋正行君発言〕

4 番（高橋正行君） ただいま当選いたしました高橋正行です。広域議員として、上里の名に恥じないよう一生懸命やっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

日程第9 選挙第4号 本庄上里学校給食組合議員の選挙について

議長（齊藤邦明君） 日程第9 選挙第4号 本庄上里学校給食組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員に、2番山下博一議員、5番納谷克俊議員、10番沓澤幸子議員、以上の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました2番山下博一議員、5番納谷克俊議員、10番沓澤幸子議員を、本庄上里学校給食組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2番山下博一議員、5番納谷克俊議員、10番沓澤幸子議員、以上3名が本庄上里学校給食組合議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議員に当選しました山下博一議員、納谷克俊議員、沓澤幸子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議員に当選されました山下博一議員、納谷克俊議員、沓澤幸子議員より承諾及びあいさつを行います。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 山下博一でございます。ただいま本庄上里学校給食組合議員に当選いたしました。皆様のご指導を受けながらしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 皆様のご協力をいただきまして給食組合議会議員に当選させていただきました5番納谷克俊でございます。前期4年間も給食議員としてお世話になりました。今給食センターのほうも除外施設の建設の問題や旧センター解体、それからいまだにアレルギー対応の給食が作られていないという現状がございますので、前期4年間に引き続いて、今回もしっかりと職務を果たしていき、また、給食議会で行われていることを、逐一上里議会においても報告をさせていただきますので、皆様のご指導よろしくお願いたします。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番の沓澤幸子です。ただいま皆様のご協力で

本庄上里学校給食組合議員に当選させていただきました。今、私も子ども達に携わる仕事をしておりますので、本当に食が子ども達にどれだけ大事かという事を毎日感じながら働いております。そうした立場から、また、母親としての立場からもしっかりと学校給食議会の中で意見を述べ、また、実態が判りませんので、実態をきちっと把握しながら皆様に伝えていく、その役割を果たしていきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願いたします。

議長（齊藤邦明君） 暫時休憩いたします。

午前9時10分 休憩

午前9時20分 再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（齊藤邦明君） お諮りいたします。ただ今、町長から議案第32号 監査委員の選任についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号 監査委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第10 町長提出議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

議長（齊藤邦明君） 日程第10 町長提出議案第29号、専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは専決処分第1号 上里町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げたいと思います。承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件でございますが、地方自治法第179条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

専決処分第1号でございますが、上里町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が、平成22年3月24日に国会において可決成立し、3月31日法律第4号により公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたもので、議会の承認を願いたく、ご提案申しあげる次第でございます。

改正の概要でございますが、地方税法の改正に伴う関係条文の整備、及び国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向けてたばこ税の税率を改正すること等が主な改正の内容となっております。なにとぞ慎重ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

次に条例の内容の概要を申し上げます。3ページのはじめのほうに第19条第1号、第2号及び第3号の条文がある訳でありますけれども、これにつきましては、納期限後に納付し、又は納付する税金又は納入金に係る延滞金でありまして、条文中にある地方税法関係条文の整理されたことに伴いまして、条文の整理

を行うものであります。ただし条文の改正によりまして、延滞金等の計算方法自体が改正されるものではありません。次に同じページの次にあるわけでありまして、第31条第3項、均等割の税率の関係でございますが、先ほど申し上げましたものと同様にごさしまして、条文中にある地方税法の関係条文が整理されたことに伴いまして、条文の整理を行うものであります。ただし条文の改正によりまして、均等割額の税率自体が改正されたものではありません。次に同じページの中ごろに第36条の3の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の関係が新たに新設条文となりました。新設された条文でありますけれども、町民税の課税に際しまして給与支払者より提出される給与支払報告書については、従前より毎年税務課での提出を受けております。今回の改正では、その給与支払報告書の中に、給与支払者の氏名、又は名称を記載すること、及び扶養親族の氏名を記載すること等について、地方税法が改正されたことに伴いまして、条文の整備をするものであります。この給与支払報告書は、従前より個人の町民税の課税のための給与支払者について提出の義務がありました。また、この提出については、紙ベースでの提出の他、電子申告による提出も認められており、この電磁的方法による提供についても紙ベースと同様に改正されたものであります。次に4ページでありますけれども、終わりのほうから7行目でありますけれども、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告であります。先ほどと同様でありまして新設された条文でありますけれども、町民税の課税に際して、年金支払者より提出される公的年金等支払報告書は、従前より毎年提出を受けておりますが、先ほど申し上げましたとおり給与支払報告書と同様に今回の改正により、公的年金支払者の氏名、それから扶養親族の氏名等を、公的年金支払報告書にそれらを記載すること等が改正されたことに伴いまして、条文の整備を行うものであります。前にも申し上げましたとおり、この公的年金支払報告書は従前より個人の町民税の課税のため、公的年金支払者には提出義務がありました。また、この支払報告書については、先ほど同様、紙ベースでの提出の他、電子申告による提出も認められておりまして、この電磁的方法による提供についても紙ベース同様の改正を行ったところでございます。次のページでありますけれども、5ページの終わりのほうから5行目になろうかと思っておりますが、第44条第2項、第3項及び第4項でありますけれども、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の関係であります。平成22年度から65歳未満の給与所得者で、住民税の特別徴収対象者であり、給与の他、年金受給にも該当している場合には、給与所得と年金所得を合算いたしまして、住民税については、給与からの特別徴収をする旨の条文整備であります。また、確定申告を行いまして、給与所得以外の所得を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載がある際には、給与特別徴収と併せて、給与以外の所得を普通徴収により徴収することが可能である旨の条文の整理を行ったものであります。追加された4項につきましては、65歳以上の給与所得者で、住民税の給与特別徴収者であります。なお且つ公的年金の受給している者についての規定でありまして、65歳以上の方の給与所得と年金所得のある方につきましては、平成21年度の税条例の改正によりまして、平成21年度以降の課税分より年金所得についての年金特別徴収が既に開始されている為、65歳未満の方との徴収方法の異なる点について、条文の整理をしたものであります。次に6ページのはじめから3行目でありますけれども、第45条給与所得に係る特別徴収義務者の指定等であります。

前にも述べましたように第44条について第4項が追加され、条文が整理されたことに伴いまして、それに関係する条文の整理が行われたものであります。次に同じく6ページの4行目でありますけれども、第48条法人の町民税の申告納付の関係であります。第48条第1項、第2項、第3項、第4項、第6項については、条文中にある地方税法の改正に伴いまして、関係する条文の整理であります。次に5ページの中ごろに第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きの関係があるわけですが、これにつきましても条文中にある地方税法の改正に伴いまして、関係する条文の整理であります。次に6ページの3行目ですが、第54条固定資産税の納税義務者等々があるわけですが、条文中にある地方税法施行規則の改正によりまして関係する条文の整理であります。地方税法施行規則第10条の2の10が、同法施行規則第10条の2の11に改められたことによりまして条文の整理が行われているものであります。次に同じく54条の次のところでありますが、たばこ税の税率の関係であります。たばこ税の税率につきまして改正されたものであります。それと同じく条文の整理であります。1,000本当たり3,298円から1,000本当たりにつき4,618円に改正をいたしたものであります。次に附則第15条特別土地保有税の課税の特例であります。附則第15条を削除し、附則第15条の2を附則第15条とすることに伴いまして、条文の整理を行ったものであります。次に附則第16条にたばこ税の税率の特例であります。前にも申し上げましたとおり第95条に関連する条文の整理であります。旧3級品の紙たばこにつきまして、たばこ税の税率を改正するものの、税率等には、低い税率での改正を行う旨の改正であります。たばこについては、バット等とのたばこだそうでございますが、全体に占める割合は4パーセント位の非常に低いようではありますが、これについては1,000本につきまして1,564円から1,000本につきまして2,190円に改正をいたしたものであります。次に附則第19条の3非課税の口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例であります。これにつきましては、削除されていた条文について、平成25年度分からの非課税口座内の小額上場株式等に係わる譲渡所得の金額と、それ以外の株式等に係わる譲渡所得の金額と区分して計算する措置を講ずることに伴いまして条文の整理をいたすものであります。次に7ページの終わりから4行目になりますが、附則第20条の4であります。条約適用利子、及び適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であります。条文中の関係法令等の改正に伴いまして、関係する条文の整理をするものであります。租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律を、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に改正をいたすものであります。租税条約実施特例法を租税条約等実施特例法に改正をいたすものであります。次に8ページの3行目であります。附則第20条の5保険料に係る個人の町民税の課税の特例であります。条文中にある関係条文の文言の整理であります。租税条約実施特例法を租税条約等実施特例法に改正したためであります。次に8ページの6行目であります。附則第1条施行期日の関係であります。この条例は、平成22年4月1日より施行する旨を規定されたものであります。その他、各々の条文の施行期日を定めたものであります。次に8ページの終わりから6行目であります。附則第2条第1項の町民税に関する経過措置であります。この条例は、平成22年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、2

1年度分までの個人の町民税については、従前のおりとする旨の規定であります。各々それ以降につきましては、条例の中の適用区分の改正の内容であります。次に10ページの2行目でありますけれども、附則第3条固定資産税に係る経過措置でありまして、これにつきましては、新条例の規定中に固定資産税に関わる部分について、平成22年度以降の年度分の固定資産税に適用し、平成21年度分までの固定資産税につきましては、なお従前のおりの旨の規定をしたものでございます。次に同じ10ページの5行目でありますけれども、附則第4条第1項で町たばこ税に関する経過措置であります。これにつきましては、平成22年10月1日前に課した、又は課税すべきであった町たばこ税については、なお従前のおりとする旨の規定であります。その次の附則第4条第2項につきましては、たばこの卸売販売業者等がたばこ税を、平成22年10月1日以降に売り渡しが行われた製造たばこに限り、1,000本につき1,320円に引き上げ、また旧3級品の紙巻たばこに関わるたばこ税の税率を、平成22年10月1日以降に売り渡しが行われた製造たばこにつきましては、1,000本につき626円に引き上げる旨の規定となっているわけであります。以下がたばこ税に関する内容でございますのでご理解を賜りたいと思います。以上が条例改正の説明となります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

10番 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 2点質問させていただきます。最初に3ページのところで、延滞金の整理で計算方法はそのままということでありましたけれども、もう少し具体的な内容を聞かせていただきたいと思ひます。もう一つは5ページなのですが、65歳未満の方で公的年金の支給があり、さらに給与所得がある方については、年金の住民税を給与のほうの住民税と合算して、給与から特別徴収するという方法に改めると言う説明でありましたけれども、上里町では、そういう対象者が何人おられるのか。また、改められたことによって対象者の方たちにはどの様な通知というのか、説明がされていくのか併せてお願ひいたします。

議長（齊藤邦明君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） まず延滞金の関係でございますけれども、先ほど副町長のほうから説明がありましたように、最初のひと月とか、そのひと月以降についての延滞金の率の変更は無いというかたちでございます。ちなみに公定歩合というのがございまして、その歩合に4パーセントを加算したものが、最初のひと月になる。本法では7.3パーセントという規定がございます。従いまして、最初のひと月以降になりますと14.6パーセントが、その納められなかった日までの日数に対して年賦というかたちでなっていくわけでございます。従いまして、そういったものについての変動はございません。また、途中で恐縮だったのですが、年金につきましても年がきてからというかたちになりますので、今現在で今年は何の位になるかと把握はちょっと出来ない状態でございます。従前から公的年金から天引きするというかたちはやっておりましたのですが、今回の法改正により

まして給与もある方と、さらに年金がある方というのがございまして、その方については、給与のほうから年金相当分を徴収ができるようになったとこういう内容でございまして、ですから、大きい変動というのが無いものでございまして、法的整備をしたというかたちが今回の改正の内容等々でございまして、一つご理解願いたいと存じます。

議長（齊藤邦明君） 10番 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 給与から引かれるだけで、もともと納めなければいけないものですから、内容的には変化がないのだと思いますけれども、この間変わっていますよね。そういうことに対する対象者になった方は、特別に申請はしたりしなくてもそういうふうに切り替わっていくことでしょうか。新たな対象者に対しては、町のほうから説明が行くとか、そういうことでしょうか。

議長（齊藤邦明君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 年金受給者に関しましては、年金を支払う社会保険庁等々から納税者の方に連絡が行っていますので、そういった方面の筋から連絡がまいるというふうに理解しております。町では広報等にそういった記述がありましたら載せるようなことを心がけておりますので、一つご理解を賜りたいと存じます。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

1番 植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 6ページのたばこ税の税率の改正のところでございますけれども、第95条と附則第16条の改正に伴いまして、参考にお聞きしたいのですけれども、1箱当たり何円位アップするのか。それから、たばこの値上がりに伴う市町村に入るたばこ税でございますけれども、基準額が多分アップするかと思いますけれども、最近ではたばこの本数が、健康面を考えてたばこの本数が少なくなってくるかと思いますけれども、上里町に入るたばこ税が、現在に比べてどのように変化するのか、できましたら参考にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（齊藤邦明君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） まず、たばこの法的なかたちで近日、たばこの定価のほうで新聞紙上で報道になったかと思われまして。現在、通常のマイルドセブンというのが300円でございますけれども、それが410円に改定されると、それからセブンスターについては、現在300円のもものが小売価格440円に変更されるというような報道になっております。従いまして、税率につきましては、以前からこの税率の改正があるという数字でございまして、税率の変更という数字はございません。また、たばこの関係で平成18年度の10月にたばこの改正がございまして、その時に減った人数というのが、今回算定のほうでは、予め当初予算の段階でその部分を組み入れて計算させていただきました。概ね今現在でございますけれども、たばこの消費につきましては、平成21年度中の実績、あるいは20年度中の実績を考えますと、1年間で約6,200万本消費されております。今回どれ位減るかという質問でございますけれども、平成18年度の時に約250万本ほど減りまし

た。そういった観点で平成22年度のたばこ税の収納については、予算上では増というかたちで計算させていただいています。本数は減ったのですが、税率が上がるところから増になるというふうに見込んでおります。しかしながら、これから実際にたばこ離れの方が我々も把握できないので、平成18年当時の数字のままでいけば、このような考え方でとめるのかなというふうに考えた次第でございます。一応私どもとすれば、たばこの関係については、相手がおられる関係で積算上ではそのようなことをこの22年度の積算に反映させて、積算させていただいたというような内容でございますのでご理解を願いたいと思います。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第29号 専決処分の承認を求めることについての件を、起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第11 町長提出議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

議長（齊藤邦明君） 日程第11 町長提出議案第30号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 専決処分第2号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明させていただきます。承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件でございますが、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告申し上げる次第であります。

改正の概要でございますが、賦課限度額等についての改正、また軽減制度についての従前の6割、4割の軽減から、7割、5割、2割軽減への改正、さらには非自発的失業者について所得割部分についての負担軽減等の制度が新たに設けられたことに伴いまして、所要の改正を行うところでございます。何卒慎重ご審議のうえ、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

次に条例の内容について説明をさせていただきますが、15ページの2行目に第2条第2項及び第3項の課税額というところが中ほどにありますけれども、第3項につきましてはその行の中ほどにあります。医療保険分の課税の限度額が47万円から50万円に、また後期高齢者支援金等の課税の限度額が12万円から13万円に改正されたものであります。同じく15ページの次でありますけれども、第20条第1号及び第2号と新設された第3号の国民健康保険税の減額の規定であります。

第2条の限度額の改正に伴う関連する項目の文言の整理であります。47万円を50万円に、12万円を13万円の改正であります。その次に、第20条の下のほうでありますけれども第1号にあります地方税法関係条文については、条文の整理でございますのでご理解願います。また、併せて従前の6割、4割軽減が7割、5割、2割の軽減に改正されたことに伴いまして、この1号については従前の6割から7割軽減に改正されることによる文言の整理となるわけであります。次に20条、6行目の中ごろでありますけれども、2号があるわけであります。従前の4割から5割に改正されたことに伴い、同じく文言の整理であります。次に同じく第20条第3号であります。8行目の下のほうにあります。2割軽減が新設されたことに伴う条文の整備であります。この軽減は、医療分の被保険者に係る被保険者均等割額、世帯別平等割額と後期高齢者支援金等の被保険者均等割額並びに介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の4つについての、それぞれ7割、5割、2割の軽減を行うための改正であります。ただし、ご存知のとおり国民健康保険税につきましては、国保加入者全員の所得や資産の状況に応じて計算されるため、未申告の方が世帯内にいる場合につきましては、前年中たとえ所得がない場合であっても、申告をしていただかないと軽減の対象にはならないということでもあります。次に16ページの4行目でありますけれども、第20条の2特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例であります。これにつきましては、倒産・解雇等により失業に至った「非自発的失業者」が国民健康保険に加入した際には、加入者の負担軽減を図るため、前年中の所得に給与所得が含まれている場合については、その給与所得について通常100分の100ではなく、100分の30としての所得割を算定する旨の規定が新たに設けられたことに伴いまして条文の整理を行うものであります。この課税の特例につきましては、役場窓口である健康保険課、税務課の窓口リーフレットを用意すると共に、国保加入や納税相談に該当者が来庁した際には制度についての説明をし、町のホームページ内の「くらしの便利帳」や広報5月号、6月号に記事を掲載し、広く周知を図るように進めておるところでございます。次に16ページの終わりのほうから6行目でありますけれども、第21条の2の特例対象被保険者等に係る申告の関係であります。特例対象被保険者（非自発的失業者）でありますけれども上記に記述した第20条の2の課税の特例を受け際には、非自発的事由により失業した旨を記載した関係書類を申告書に添付し、申告書を町長に提出しなければならないということが新たに設けられたために条文の整備を行うものであります。次に附則第2項につきましては、17ページの最初でありますけれども、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例であります。条文中にあります地方税法の関係条文が整理されたことに伴いまして、条文の整理を行うものであります。次に同じく17ページの2行目でありますけれども、附則第7項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例であります。条文中の文言の整理でありまして、「その世帯の」を「その世帯に」と文言の整理が行われたということでもあります。次に同じく17ページの3行目にありますけれども附則第13項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例でありまして、これにつきましても条文中にある関係条文の文言の整理であります。これにつきましても、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得稅

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改めたというような内容でありますし、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に文言の整理が行われたという内容であります。次に同じく17ページの6行目にありますが、附則第14項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例であるわけでありまして、これにつきましても条文中にある関係条文の文言の整理であります。先ほど申し上げました内容の、租税条約実施特例法を租税条約「等」に直したということの内容であります。次に同じく17ページの中ごろでありますけれども、附則第15項がありますが、これにつきましては、平成22年度以降の国民健康保険税の課税の特例であります。国民健康保険税の減免の特例の新設をされたものであります。第22条第1項第2号による減免規定がありまして、そこに「資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限る」とありますが、現在後期高齢者医療制度の廃止に向けて国で検討が開始されていることに伴い、「当分の間」に改め、条文の整備をするものであります。次に同じく17ページの終わりから5行目にあります附則第1条、施行期日であります。この条例は、平成22年4月1日より施行する旨の規定を設けてあるわけでありまして、ただし、附則第13項等々でその旨の条文による施行期日の改正が行われているわけであります。同じく17ページの終わりから2行目に、附則第2条が適用区分でありまして、改正後の国民健康保険税の規定に対する適用条例の規定がなされているわけであります。以上が概要説明であるわけであります。

次に詳細についての説明をさせていただきたいと思っております。

【詳細説明省略】

議長（齊藤邦明君） これにて提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

10番 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） まず初めに、医療保険分の課税限度額、後期高齢者医療制度もそうですけれども、限度額を上げたということで、その限度額を合わせますと今までは59万円であったのが63万円に、4万円が増えることだと思います。それで先ほど副町長のほうから21年度の該当世帯を報告していただきましたけれども、該当世帯の中で滞納している方はおられないのか。また、この方々の所得ですが、モデルケースでどの位の方が、最高額に該当するのかお聞きしたいと思います。それと軽減については、新たに2割軽減が設けられたことと、1割上乘せされた軽減になるということで、大変良いことではないかと思っておりますけれども、上里町におけるこの該当者ですね、今まで6割、4割の軽減を受けていた方が何人おられるのか。そのことについてお尋ねしたいと思います。また、新たに7割、5割、2割が導入した場合に、その対象者はどのようになっていくのかということも併せてお尋ねしたいと思います。自発的失業者の方ですか、新たな制度が設けられてこれは本当に助かるのではないかと考えております。副町長から説明があったように、丁寧にリーフレットや広報等で周知していくということは、是非やっていただきたいなというふうに思います。それと、後期高齢者医療制度に伴うことでありますけれども、2年前に導入されまして、今まで扶養家族になっていた方が、扶養から外れるということで非常に負担が重くなっていると思います。今、国のほうで議論し

ているために期限を外して、いくということのようでありますけれども、国に対して期限を外すことはもとより、早くこのひどい制度を変えていくように求める意向はあるのかどうか、このことについてお尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最後の部分について、私のほうから答弁させていただきたいと思うわけでありますけれども、今、制度改革に向けて国が検討されているということでございまして、これを踏まえて町でもこのような法律の改正に伴って条文の整理をさせていただいているわけでありますけれども、これが操作の中で全体医療制度が安定されたものになるように、町としても要望していきたいというふうに考えております。

議長（齊藤邦明君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 最初の御質疑でございますけれども、限度額を上げたことによる平成21年度までの滞納者は、どの位おられるかと言う質疑と思います。実は手元に詳細の資料がございませんけれども、現実的には最高限度額のほうを受給されている方々については、滞納は無いと思いますけれども、大変申し訳ございませんが、手持ちにそういった資料がございませんので後ほどよろしければご提示させていただきたいと思っておりますがひとつご了解をお願い申し上げます。それからモデルケースとしてはどうなのかという話でございますが、例えばその人それぞれに所得が違っていたり、家族の構成が違ったり、年齢の扶養をされている方が中学生とか小学生とか、そういった諸々がありますので、どれがモデルかというのは無いのですけれども、一応税務課におきましては、お客様に説明用に試算用のかたちをとっているものがございます。一つの例といたしまして、夫婦と子どもさん2人がおられた場合に、介護給付金の対象者を2人として限定した場合に算定の所得がゼロの方は7割軽減世帯に、旧6割の方が7割に入ります。その方の固定資産税相当が8万円程あるということを一つの限定として、幾つかモデルをとっております。合計でございますけれども最初のモデル1のケースで最初の話ですと、今まで7万3,600円という算定基準の国保税が、今回から6万2,200円になる、1万1,400円程の減額になるというふうになっております。もう一つの例といたしまして、同じく夫婦と子どもがいて、算定所得が50万円あった方の場合でございますけれども、この方は旧4割軽減の方が今回5割になります。そういった鑑定で先ほど固定資産税が先ほどと同じ8万円相当が掛かっておるといのかたちで選定させていただきますと、13万6,900円だったものが今回12万5,500円になる、差引1万1,400円程の減額になるというようなケースとして説明用の資料に載っているわけでございます。それから国民健康保険税につきましては、私どもの広報の2010年5月号の8ページのほうに、変わります国民健康保険ということで、6割軽減の方が7割になりますとか、という表を掲示させていただいておりますので、住民の方々につきましては、広報等のほうを御覧になっていただければご理解していただけるかと考えているところでございます。それともう一つ、非自発的失業者の方についてのリーフレットとか広報等々のお話でございますけれども、先ほど副町長の説明のように健康保健課の医療年金係と、私ども税務課

住民税係では、平成22年4月から国民健康保険税が非自発的失業の方々等についてというパンフレットを作っております。しかしながら、今現在、私どもの記憶の中では、5・6人見えたかなという、相談があったということで、退職されても再度生活するために再就職している方が多いかと思えます。そういった方が多いので私どもに問い合わせが無いかというふうに考えているところでございますけども、常に健康保険課と税務課のほうでは、リーフレット・パンフレットを作成してお配りするようなかたちをとっておりますので、ひとつご理解を願いたいと存じます。以上でよろしいでしょうか。

議長（齊藤邦明君） 10番 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。モデルケースの件なんですけれども、今ご説明いただきましたのは、減免のほうのモデルケースであったというふうに思うのですけれども、最高限度額に達する方々のモデルケース、どの位の方々が最高限度額に達するのか。私の考えといたしましては、国民健康保険税は本当に高く、僅かな収入であっても最高限度額に達してしまうというふうに思っております。そういう観点からいきますと4万円上がることがどれだけ生活を大変にしているかというふうなことを思いますので、その辺の説明をお願いしたいというふうに思います。また、先ほど詳しく説明していただきましたけれども、現在の判る時点で良いのですけれども、6割軽減、4割軽減を受けている世帯が何人おられるのか。そして変更に伴ってその世帯はどのように増えるのか、そのへんについて再度お願いいたします。

議長（齊藤邦明君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 先ほど副町長のほうから、今回47万円の世帯という方が50万円に変わるという世帯については報告をさせていただいたと思えます。ただ、今そういった、どの位の方がどういうふうに増えるか、所得は毎年違いますので、今現在のところだと、6月いっぱいまで積算している状況でございますので、住民税が確定するまでの間でないとなかなか積算が出来ないのが現状でございます。21年度課税分の中で算定させていただければ数字が出るかと思えますが、ただ、いま手元に数字がございませんので先ほどと同じように後ほどでよろしければご提示させていただきたいというふうに考えておりますが、ひとつご了解願いたいと思えます。また、先ほどの6割軽減世帯のケースが、今回7割軽減になる件数はどうだという話でございますけれども、手持ちでは21年度課税、ようするに22年3月末時点での該当世帯の数について、お話を申し上げます。旧法の6割軽減の世帯が907世帯ございまして、これが7割軽減のほうの世帯のほうに該当するのが試算については、平成21年10月末現在でございますが、907世帯から882世帯、それから従来の4割軽減だった方々が160世帯ございまして、これが今回5割に該当する方が166世帯に変わります。それ以外に、いままで新条例が今度出来ましたということで該当が無かった方でございますけれども、新法の2割軽減の方については、434世帯程増えてくるというふうにご報告させていただきたいと思えます。しかしながら、これが21年度課税分の数字でございますので、平成22年度課税分についての数字とは若干異なるかと思えますが、ご理解願いたいと存

じますが、よろしく願いいたします。

議長（齊藤邦明君） 10番 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） いろいろ細かく説明していただいてありがたいのですが、私が聞きたいには、最高限度額に達する人のケースですね。国保税は本当に高く、最高限度額だからうんと裕福な人が値上げするんじゃないか、というふうに思われがちですが、非常に少ない収入がここに該当していくのではないかと私は思っているんです。それで該当する、副町長のほうから説明がありましたけれども、その該当する方たちの所得水準というのでしょうか。どの位がこの限度額に該当してしまうのか、ということをお尋ねしているのですが。

議長（齊藤邦明君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 大変恐縮なんです、家族構成とか、その子どもさんの年齢構成によって、介護保険給付分があるとか無いとか色々ありますので、後でよろしければこういうケースだということで議員さんのほうから示していただければ、そういったケースで積算していただいて、こういうふうな該当者が出るというふうにさせていただければと、この場ではいろいろなケースがありますので、算出できないというのが実態でございます、御理解願いたいと思いますけれどもひとつよろしく願いいたします。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

5番 納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 今回、賦課限度額が上がる部分がありまして、また軽減が6割、4割が7割、5割になって2割が新設になると。それによって該当する世帯数も変わってくるということでございます。また非自発的失業者、この方たちの前年度の所得が100あるとすれば30にできるよ、ということでありまして、さらにこの経済状況の中、各国保組合等で滞納され、そこを脱退といいますか、されちゃうというケースがあって、最終的に国保組合だけでなく健保はすべて最終的に行き着くところが町の健康保険であるわけでありまして。そして町のこの国保特会においては、一般会計から多額の繰り入れをして運営をしているということで、町長のほうから3月定例会だったでしょうか、この国保税の改正も考えられているということでございますが、今回、この条例改正によって国保特会にどのような影響が与えられているのか、ようするに増える部分もあれば減る部分あたりということでございますし、また、経済情勢の中でいろんな変動があると思いますが、おおよそどのような影響が国保特別会計に与えるのでしょうか。ご答弁のほうをお願いいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 非常に難しいお話でございます、単純にこれがこうだというふうなわけにいかないのだらうと思います。先ほど制度改正については、調整交付金等々で国からくる事ですからそれ事態はあまり影響がないであろうと思っておりますけれども、全体的な経済の状況による影響度というのは必要にあるわけでありま

すし、なお且つ3月の定例議会の中でもいろいろとご審議いただいているわけでありまして、やはり町から、一般会計から国保会計に莫大なお金が投入されているわけでありまして、これはやはり是正をしていかなければ、両会計がやはり安定したものにならないというふうに考えているわけでありまして、その辺のところを踏まえてこれから調整をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

議長（齊藤邦明君） 10番 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、非常に悩みましたけれども、反対の討論をしたいと思えます。なぜかと言いますと軽減措置が新たに1割上乘せられて2割軽減も設けられて、非常にそういう意味では良い部分もありますし、また非自発的失業者の方々を救済する制度も設けられました。また、制度そのものが大きな問題である後期高齢者医療保険制度についても、枠を外して制度が決まるまで軽減されるということでもあります。いい面もたくさんある一方でどうしても引っかかる部分が、その課税限度額のところです。何度も質問をいたしましたモデルケースが示されませんので、私もその辺できっちりと数字を述べることはできませんけれども、国民健康保険税そのものが所得に対する負担が非常に重い、そういう意味から課税限度額に該当する方々の所得も非常に少ないにも関わらず、直ぐにこの限度額に達してしまう。というそういう問題点があります。そうした観点からしまして医療保険分が47万から50万、また高齢者に関わる部分が12万から13万円、合わせて4万円も上がるということは、大変なことだというふうに思っております。いい面もたくさんあるわけでありましたが、こうしたことを考えますと、この改正には反対です。

議長（齊藤邦明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第30号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第12 町長提出議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

議長（齊藤邦明君） 日程第12 町長提出議案第31号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 平成22年4月1日に専決処分いたしました平成22年度

上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるものであります。第1条が歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ241万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億7,234万9,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。補正予算書の2ページをお開き願いたいと思います。第1表は歳入歳出予算補正であります。最初に歳入についてでありますけれども、款3国庫支出金、項2国庫補助金であります。国民健康保険の制度改正に伴う国保システム改修費に対する特別調整交付金で、241万5,000円を補正するものであります。歳入合計につきましては、241万5,000円を追加いたしまして、総額を26億7,234万9,000円とするものであります。続きまして歳出でありますけれども、款1総務費、項1総務管理費でありますけれども、平成22年4月1日から、倒産・解雇などにより辞職した非自発的失業者に対し、国民健康保険に加入した方の国民健康保険税について軽減されますが、前年度の給与所得が100分の30とみなし、保険税を算定するためのシステム改修費210万円と、それから国民健康保険資格証明書発行世帯の中学生までの子どもにつきましては、6ヶ月の短期被保険者証を発行していたところでありまして、平成22年4月1日から高校生まで制度が拡大され、それに伴うシステム改修費31万5,000円でありまして、合計いたしまして241万5,000円を補正するものであります。歳出合計につきましては、歳入同様241万5,000円を追加いたしまして、総額を26億7,234万9,000円とするものであります。国民健康保険法の改正によりまして、非自発的失業者の保険税の軽減措置、及び資格証明書交付世帯のうち高校生まで短期非保険者証の交付することが、平成22年4月1日施行となったため法改正等に対応するため、平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を専決処分としたところでございます。慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。参考でありますけれども、国民健康保険の改正によりまして平成22年4月1日からの倒産・解雇などで辞職した非自発的失業者に対し、国民健康保険に加入していた方の国民健康保険税について、前年度の給与所得を先ほど申し上げました100分の30とみなし、保険税を算定する軽減措置や国民健康保険税を滞納し資格証明書発行世帯について、平成22年7月1日から高校生までの子どもには、6ヶ月の短期非保険者証を交付することとなったために国保システム改修費241万5,000円を補正し、専決処分するものであります。資格証明書の世帯の状況でありますけれども、平成22年4月1日現在ということでご理解いただきたいと思いますが、対象世帯人数でありますけれども15世帯24人、8世帯14人に交付済みでありまして、7世帯10人がまだ未渡しとなっているところでございます。中学生を含む世帯が1世帯1名で6ヶ月の短期非保険者証を交付済みであります。それから高校生を含む世帯では同じく1世帯でありまして、1名に6ヶ月の短期非保険者証を7月交付予定となっているところでございます。以上であります。

議長(齊藤邦明君) これにて提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第31号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第13 町長提出議案第32号 監査委員の選任について

議長（齊藤邦明君） 日程第13 町長提出議案第32号 監査委員の選任についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、高橋仁議員の退席を求めます。

〔11番 高橋 仁議員退席〕

議長（齊藤邦明君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ご提案申し上げました議案第32号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。議会選出の監査委員でございます伊藤裕氏が、4月30日を持ちまして議員の任期満了に伴いまして監査委員の任期も併せて満了となったところでございます。つきましては、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、後任の議会選出委員の適任者の推薦について、議会議長あてにお願いをいたしました。が、議会の推薦によりまして監査委員の選任について追加提案を申し上げるものであります。ご提案は議会選出の監査委員に、大字七本木893番地 高橋仁氏、59歳、昭和26年3月16日生まれを、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を頂きたくここにご提案申し上げた次第でございます。慎重ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第32号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員であります。よって、本件は同意することに決定しました。

議長（齊藤邦明君） 高橋仁議員の退席を解きます。
〔 11番 高橋 仁議員着席〕

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（齊藤邦明君） 次に議会運営委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

議長（齊藤邦明君） お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（齊藤邦明君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午前10時35分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

臨時議長 根岸 晃

議会議長 齊藤 邦明

議会議員 植原 育雄

議会議員 山下 博一

議会議員 植井 敏夫